

大府市告示第146号

大府市手数料条例別表(6)建築確認等関係手数料23の項、24の項及び25の項の市長が定める機関及びその他市長が定める場合（平成28年大府市告示第43号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月1日

大府市長 岡 村 秀 人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 市長が定める機関</p> <p>(1) 一戸建て住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。)の建築物全体(非住宅の部分(住戸の部分(人の居住の用の用途に供する部分に限る。)及び共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。)以外の部分をいう。以下同じ。)がある場合を除く。以下同じ。)若しくは複合建築物(非住宅の部分及び住宅の部分(非住宅の部分以外の部分をいう。以下同じ。)を有する建築物をいう。)の住宅の部分に係る申請の場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第14条第1項に規</p>	<p>1 市長が定める機関</p> <p>(1) 一戸建て住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。)の建築物全体(非住宅の部分(住戸の部分(人の居住の用の用途に供する部分に限る。)及び共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。)以外の部分をいう。以下同じ。)がある場合を除く。以下同じ。)若しくは複合建築物(非住宅の部分及び住宅の部分(非住宅の部分以外の部分をいう。以下同じ。)を有する建築物をいう。)の住宅の部分に係る申請の場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関とする。</p>

改正後	改正前
定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。	
(2) 非住宅の部分に係る申請の場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。	(2) 非住宅の部分に係る申請の場合は、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。
(3) 略	(3) 略
2 その他市長が定める場合	2 その他市長が定める場合
(1) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級 <u>6、7又は8</u> （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第2項又は第6項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物省エネ法第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級 <u>5、6、7又は8</u> ）が表示されているものに限る。）の写しを添付した場合	(1) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級 <u>6</u> （建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第2項又は第6項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物省エネ法第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級 <u>5又は6</u> ）に適合している場合に限る。）の写しを添付した場合
(2) 略	(2) 略

## 附 則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。